

まんのう町社会福祉協議会公用車貸出【利用の手引き】

地域の福祉団体が実施する活動に、住民の方が参加するための移動手段として、公用車の貸出を行っています。

1. 貸出対象団体

- (1) 琴南、満濃、仲南地域福祉推進委員会
- (2) 各支部社協

2. 運行可能区域

まんのう町内

3. 運転できる方（運転者）

- (1) 誓約書を本会に提出している方
- (2) 過去３年以内に違反により免許停止を受けていない方
- (3) 過去３年以内に人身事故を起こしていない方
- (4) 免許取得後５年以上の経験がある方

4. 利用できる方（移送対象者）

- (1) 誓約書を本会に提出している方
- (2) まんのう町に住んでいて、団体が実施する活動に参加する方

5. 利用料

片道１００円

- (1) 移送対象者の方からは利用料を頂きます。
- (2) 利用料金については後日、本会から団体に請求します。

6. 利用時間

平日の８時３０分～１７時まで

7. 貸出車両

スズキ ワゴンＲ

8. 貸出車両の予約

- (1) 電話等で空き状況の確認と仮予約を入れてください。
- (2) 申請書の提出は貸出使用日の１週間前までに行ってください。
- (3) 次年度の申請受付は、３月１日より行います。

9. 申請手続き

(1) 平日の午前8時30分から17時の間に本会に直接申請書を提出してください。

(2) 提出書類

① **様式 1** 誓約書

ア 車に乗車予定の方全員の誓約書を提出してください。

イ 誓約書が無い場合は車に乗車することはできません。

ウ すでに本会に提出している場合は再度提出しなくて構いません。

② **運転免許証の写し**(※運転者のみ)

ア すでに本会に提出している場合は再度提出しなくて構いません。

イ 運転免許証の更新等で記載内容の変更があった場合は、再度運転免許証の写しを提出してください。

③ **様式 2** まんのう町社会福祉協議会公用車利用許可申請書

④ **様式 3** 貸出車両乗車名簿

10. 貸出

(1) 鍵の受け取り

貸出当日、本所で鍵と、貸出車両乗車名簿(様式3)、貸出車両運行日誌(様式4)、アルコール検知器を受け取ってください。

(2) 車両の点検

車両に乗る前に、キズや安全設備(ライトなど)の点検を行ってください。

(3) アルコールチェック

出発時と帰着時の2回、アルコール検知器にて酒気帯びの有無の確認を行ってください。※運転する全ての方

11. 返却

(1) 車両の返却

車両は、貸出前にあった場所へ返却してください。

(2) 車両の点検

車両の清掃を行い、車内に忘れ物がないか、車両にキズがないか確認してください。

(3) 鍵等の返却

① 本所に鍵とアルコール検知器を返却してください。

② 貸出車両乗車名簿(様式3)、貸出車両運行日誌(様式4)は必要事項を記入のうえ提出してください。

12. 事故等の対応

交通事故等が発生した時は次の措置を取ってください。

(1) 負傷者がいる場合は、適切な救護に努めてください。

(2) 速やかに警察に通報してください。

(3) 本会事務局に連絡し、指示を受けてください。

13. 事故の賠償

- (1) 事故の補償については貸出車両が加入している保険の範囲内とします。
- (2) 事故により保険を利用し保険料が引き上げられた場合、その引き上げられた保険料の全額若しくは一部を団体に対し請求する場合があります。

14. 問い合わせ先

まんのう町社会福祉協議会 本所

：住所 仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1

：電話 0877-77-2991 : Fax 0877-77-2992